

## 自主まちづくり活動団体の登録に関する基準

(趣旨)

第1条 この告示は、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第21条及び第29条に規定する地域まちづくり活動及びテーマ型まちづくり活動を行おうとする団体（以下「自主まちづくり団体」という。）として登録するために必要な基準を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 市長は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものを、自主まちづくり団体として登録するものとする。

- (1) 代表者は、市内に在住する者又は市内に勤務先を有する者であること。
- (2) 構成員の人数は、5名以上であること。
- (3) 構成員の半数以上は、市内に在住する者又は市内に勤務先を有する者であること。
- (4) 次条に掲げる要件に該当しないこと。

(登録の取消し)

第3条 市長は、自主まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 特定のものの利益を図り、又は損害を加える活動を目的とする場合
- (2) 宗教の教義を広めること又は政治上の主義主張を行うことを目的とする場合
- (3) 組織の参加の自由並びに会合及び協議の内容の公開性が保障されていない場合
- (4) その他自主まちづくり活動において不適切と認められる行動を行う場合

附 則

この告示は、平成24年12月5日から施行する。